

令和6年度 西市民センター運営審議会

◆日 時 令和6年10月4日（金）10：30～11：30

◆場 所 西市民センター 3階 第1・2会議室

《 次 第 》

1. 開会

2. 館長あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 委員・職員紹介

5. 議事

（1）協議・報告事項

議題1 令和5年度 市民センターの利用状況について

議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について

（2）その他

6. 閉会

《 目 次 》

1. 福岡市立西市民センター運営審議会委員名簿 (P 3)
2. 議題 1 令和5年度 市民センターの利用状況について (P 4～P 5)
3. 議題 2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について (P 6～P 7)

《 資 料 》

- ・福岡市立西市民センター運営審議会要綱 (P 9)
- ・福岡市立西市民センター運営審議会傍聴要領 (P 10)
- ・福岡市立市民センター運営方針 (P 11)

福岡市立西市民センター運営審議会委員名簿（敬称略）

任期：令和7年6月30日まで

委嘱区分	氏 名	役 職 名	備 考
学校教育関係者	樋口 和寛 ひぐち かずひろ	福岡市立金武小学校 校長	新 任
	波多江 美奈子 はたえ みなこ	福岡市立能古小中学校 校長	
社会教育関係者	植田 幸二 うへだ こうじ	西区人権尊重連絡会議 会長	
	矢野 昇 やの のぼる	玄洋校区自治協議会 会長	新 任
	萩原 香代子 はぎわら かよこ	西区男女共同参画をすすめる会 幹事	
	穂田 康子 ひえだ やすこ	姪浜公民館 館長	新 任
家庭教育関係者	片倉 ちづ子 かたくら ちづこ	育児支援グループ「マミィ」 会計	
学識経験者	吉武 春光 よしたけ はるみつ	西南学院大学商学部 教授	

市民局生涯学習課職員名簿

氏名	役 職
茅野 美佐 かやの みさ	課長 ※教育委員会市民センター館長を兼務
古島 美保 ふるしま みほ	市民センター第1係長
上村 真吾 うえむら しんご	主査（社会教育担当） ※教育委員会市民センター主任社会教育主事を兼務
湯越 梓 ゆごし あずさ	係員

西市民センター指定管理者

指定管理者	Meet up にしみん共同事業体
（代表企業） （構成員）	・JR九州サービスサポート 株式会社 ・株式会社 NTT ファシリティーズ ・特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

議題Ⅰ 令和5年度 市民センターの利用状況について

◆ 施設別利用状況

施設	年度 開館日数	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		340日		344日		257日	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホ ー ル		306	55,359	292	46,314	242	24,998
視 聴 覚 室		480	11,126	504	10,316	358	6,915
音 楽 室		658	9,408	661	8,712	492	5,956
実 習 室		390	5,138	376	5,085	236	2,940
第 1 会 議 室		357	10,209	418	10,257	239	6,417
第 2 会 議 室		363	6,095	405	6,373	287	4,190
第 3 会 議 室		448	3,957	449	3,198	313	2,165
第 1 和 室		317	2,228	387	1,975	229	1,107
第 2 和 室		331	2,050	325	1,446	216	942
合 計		3,650	105,570	3,817	93,676	2,612	55,630

◆ 他市民センターとの利用状況比較

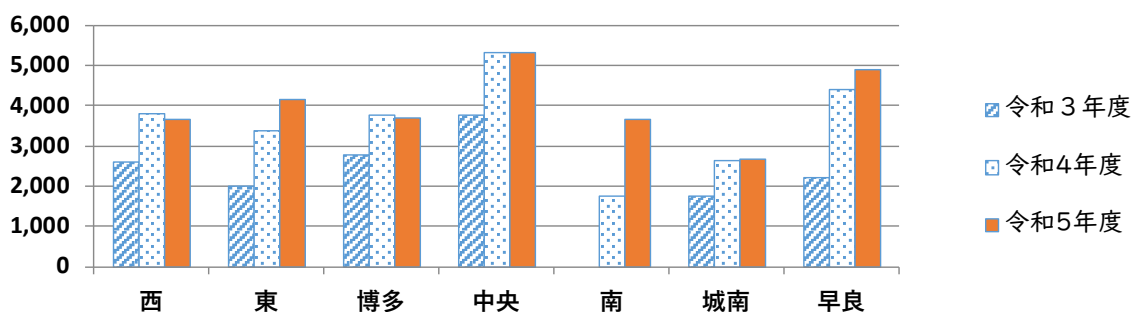
※ 東：R3年6月～11月、R4年1月～5月、R4年10月～令和5年2月、R5年5月～6月、9月～11月ワクチン接種会場となっているため利用制限あり

早良：R3年6月～R4年2月 ホール改修

城南：R6年2月～ホール改修中

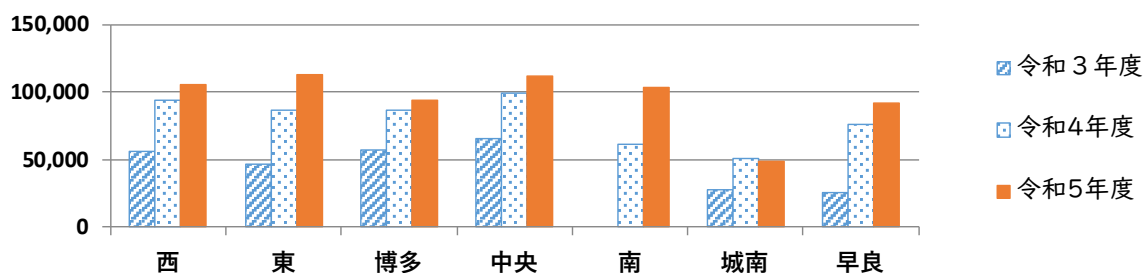
【利用件数(件)】

センター 年度	西	東	博多	中央	南	城南	早良
令和3年度	2,612	1,986	2,762	3,757	改修	1,745	2,205
令和4年度	3,817	3,395	3,782	5,327	1,736	2,623	4,390
令和5年度	3,650	4,159	3,687	5,313	3,666	2,685	4,899



【利用人数(人)】

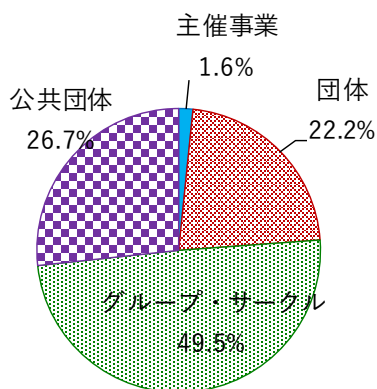
センター 年度	西	東	博多	中央	南	城南	早良
令和3年度	55,630	46,866	57,009	66,011	改修	28,162	25,810
令和4年度	93,676	87,046	86,690	98,962	61,620	50,331	76,215
令和5年度	105,570	112,663	94,017	111,459	103,079	48,932	91,452



◆ 利用区分別利用状況

利用区分 \ 年度	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
主催事業	59	2,479	68	2,170	50	1,387
団 体	811	32,827	840	30,909	539	19,376
グループ・サークル	1,805	18,451	1,833	15,376	1,332	11,711
公共団体	975	51,813	1,076	45,221	691	23,156
合計	3,650	105,570	3,817	93,676	2,612	55,630

《令和5年度》

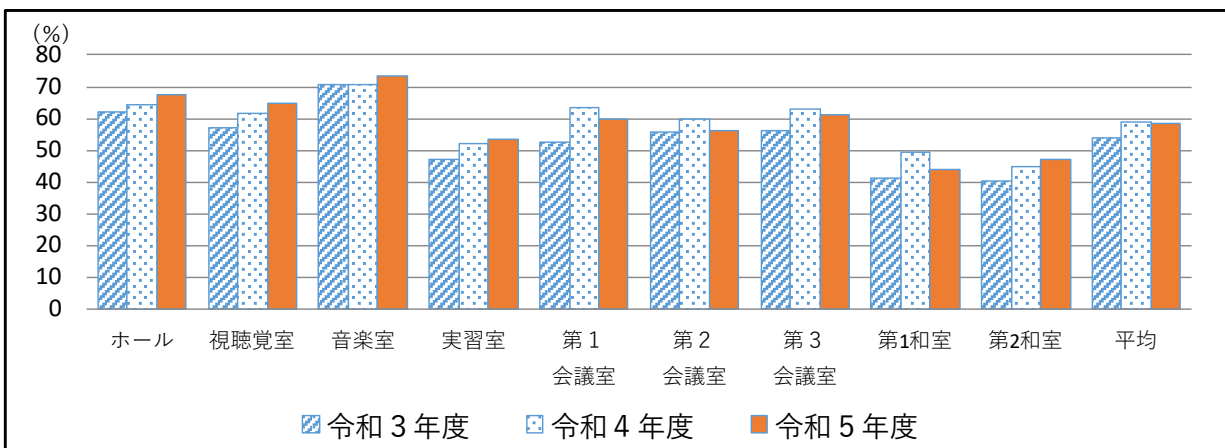


<利用区分>

- 主催事業
 - ・市民センター主催事業
- 団 体
 - ・社会教育関係団体、地域団体、企業、NPOなど
- グループ・サークル
 - ・音楽、絵画、短歌、子育てなど共通の目的や趣味をもつ任意の団体
- 公共団体
 - ・主催事業を除く、本市の利用や国・県の利用

◆ 施設別利用率（％）

年度 \ 部屋	ホール	視聴覚室	音楽室	実習室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第1和室	第2和室	平均
令和3年度	62.0	57.2	70.6	47.2	52.5	55.6	56.4	41.4	40.3	53.7
令和4年度	64.4	61.4	70.5	51.9	63.4	59.7	63.2	49.2	44.8	58.7
令和5年度	67.4	64.9	73.5	53.5	59.8	56.2	61.1	43.8	47.3	58.6



※ 利用率：①利用回数 ÷ ②利用可能回数

① 利用回数：1日の利用区分を午前、午後、夜間の3回とし、利用の形態から利用回数を算出

② 利用可能回数：1日の利用区分(3回)×開館日数

議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について

令和5年度指定管理者事業

(1) 講座、講演会、研修会等

イベント名	実施時期	参加者数
西区暮らしの中の人権講座	令和5年 (第1回) 6月16日 (第2回) 6月22日	(第1回) 103名 (第2回) 103名
西区人権を考えるつどい	令和5年7月27日	244名
西区生涯学習講座	令和5年 (第1回) 8月31日 (第2回) 9月30日 (第3回) 10月1日 (第4回) 10月19日	【連続講座】 (第1回) 15名 (第2回) 15名 (第3回) 7名 (第4回) 14名

(2) 文化振興事業

イベント名	実施時期	参加者数
10代のためのパフォーミングアーツワークショップ「KITEN!」	令和5年8月3～6日	17名
避難訓練コンサート	令和5年9月24日	239名
演劇で学ぼう	令和5年 (第1回) 10月14日 (第2回) 10月22日 (第3回) 10月28日 (第4回) 10月29日	(第1回) 14名 (第2回) 14名 (第3回) 16名 (第4回) 9名
西市民センター ライトミュージアム	令和5年 灯明づくり：12月2日 虹の舞台：12月10日 ロビー展示：12月10～27日 キャンドルナイト ：12月18～25日	29名 11名 1,220名（概数） 540名（概数）
はじめての芸術	令和6年1月9日	33組75名
にしみん文化祭	令和6年1月28日	一般来場者880名 参加者1,070名
うごきだす絵本	令和6年2月11～12日	28名

(3) その他事業

イベント名	実施時期	参加者数
自習室の開放	通年	延べ28,744名
大学との連携「iTOP 科学教室」	令和5年 (第1回) 5月14日 (第2回) 9月10日	(第1回) 11名 (第2回) 3名
市民ギャラリー	通年	15回（6団体）

令和6年度指定管理者事業（実績は8月末時点）

（１）講座、講演会、研修会等

イベント名	実施時期	参加者数 （予定の場合は定員など）
西区暮らしの中の人権講座	令和6年 (第1回) 6月7日 (第2回) 6月19日 (第3回) 7月10日 ～8月9日(配信)	(第1回) 51名 (第2回) 55名 (第3回) 申込者数 67名
西区人権を考えるつどい	令和6年8月28日	261名
西区生涯学習講座	令和6年 (第1回) 9月23日 (第2回) 10月6日 (第3回) 11月4日 (第4回) 12月1日	(第1回) 定員 50名 (第2回) 定員 50名 (第3回) 定員 50名 (第4回) 定員 50名

（２）文化振興事業

イベント名	実施時期	参加者数 （予定の場合は定員など）
はじめての芸術	令和6年9月20日	定員 30組
避難訓練コンサート	令和6年9月23日	定員 500名
10代のためのパフォーミングアーツワークショップ「KITEN!」	令和6年10月12～14日	定員 20名
演劇で学ぼう	令和6年12月	定員 15名
西市民センター ライトミュージアム	令和6年12月	来場者数目標 3,000名
にしみん文化祭	令和7年1月26日	来場者数目標 1,000名
うごきだす絵本	令和7年2月1～2日	定員 30名

（３）その他事業

イベント名	実施時期	参加者数 （予定の場合は定員など）
学習スペース（自習室）の開放	通年	目標：利用者数 27,000名 8月末時点：13,230名
大学との連携「iTOP 科学教室」	(第1回) 7月21日 (第2回) 10月19日	(第1回) 12名 (第2回) 定員 20名
市民ギャラリー	通年	目標：12回（団体） 8月末時点：4回
ロビーコンサート	令和6年11月18日	定員 30名

資 料

福岡市立西市民センター運営審議会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福岡市立市民センター条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、福岡市立西市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

（委員の任期）

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、館長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を司る。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行の際、現に審議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定による審議会の委員になったものとみなし、その任期は同条の規定による残任期間と同一の期間とする。

○福岡市立西市民センター運営審議会傍聴要領

（傍聴の手続）

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

（定員）

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

（入場の制限）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2）私語、談話、拍手等をしないこと。
- （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- （4）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影等の禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

（退場）

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

（その他の指示）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

福岡市立市民センター運営方針

近年の少子・高齢化や国際化・情報化の進展による社会の急激な変化に伴い、さまざまな社会課題が生じており、価値観や行動の多様化も急速に進んでいます。これらに対応するためにも、学習の重要性はますます高まっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を営むことができる社会の実現のためには、これまでの経験や知識を活かしながら人々がともに学び合う学習機会や、学ぶ人が学習している自覚を持ち、その成果を実感することで次の学習への意欲につながるような体験、学習成果の還元による地域コミュニティのさらなる活性化などが求められます。

これらを踏まえ、市民センターにおいては、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るうえで、生涯にわたる「学び」が重要であることをしっかりと認識し、「学びの楽しさ」を実感できるよう、利用者の立場に立った生涯学習を支援する事業や、人権教育・啓発に関する事業を実施するとともに、学習機会の情報を発信するなど、今後とも市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 講座、講演会、研修会等の開催に関する事業

市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動を推進・支援するとともに、市民一人ひとりが社会の一員として、地域の中で主体的に学び、その成果をコミュニティや新たなまちづくりに活かすことができるよう、多様な機関・団体等とも連携しながら、事業の充実に取り組めます。

また、人権講座や人権の集い等の事業実施にあたっては、区においても積極的に関わりながら、しっかりと取り組めます。

2 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事業

優れた文化芸術を身近に感じ、地域における文化・芸術の振興を図るとともに、指定管理者が持つ民間企業の知識と経験を活用し、文化芸術の奨励に繋がる企画事業を推進します。

3 施設の管理運営の充実

市と指定管理者が連携を図りながら、サービスの向上に努め、利用者に親しまれる施設を目指すとともに、適切な施設の維持管理を行うなど、安心・安全な管理運営を行います。